

令和6年厚木市農業委員会7月定例総会議事録

日 時 令和6年7月25日 木曜日 午後1時30分から午後2時05分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長

13番 山 川 宏 司

農業委員

1番 小 池 よし子

2番 早 川 暁

3番 内 海 則 行

4番 井 上 慎 一

5番 曾 根 義 久

6番 高 澤 友紀子

7番 鈴 木 好 弘

8番 三 橋 澄 夫

9番 清 田 徳 治

10番 大 矢 和 人

11番 中 丸 豊

12番 松 前 進 (会長職務代理者)

欠席者 なし

事務局出席者 事務局長 専任主幹 主幹兼農地管理係長 都市農業支援担当主幹
農地管理係主任

議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について (報告17件)
- 2 農地法第3条の3の規定による届出について (報告12件)
- 3 農地法の適用を受けない土地の証明について (報告3件)
- 4 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて (報告1件)
- 5 議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について (1件)
- 6 議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について (2件)
- 7 議案第32号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について (1件)
- 8 議案第33号 農用地利用集積計画の決定について (15件)

<議長>

ただいまの出席委員は13人で定足数に達しております。
これより、令和6年厚木市農業委員会7月定例総会を開会いたします。
議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

それでは、10番の大矢和人委員、11番の中丸豊委員にお願いいたします。
本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。
日程に入ります。
日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」についてを議題といたします。
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」について、御報告申し上げます。

今回報告する対象は、6月11日から7月10日までに受付したもので、それぞれ届出内容を精査しましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理をしたものでございます。

総括表に基づき御報告いたします。

法第4条につきましては、10件、14筆、面積は6,166.47平方メートルでございます。

法第5条につきましては、7件、198筆、面積は52,586.32平方メートルでございます。

法第4条及び第5条の総計は、17件、212筆、面積は58,752.79平方メートルでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。
日程2、「農地法第3条の3の規定による届出」について議題といたします。
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3の規定による届出」について、御報告いたします。
相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、6月11日から7月10日までに受付した

ものについてそれぞれ内容を適正と認め、受理通知書を交付いたしましたので、総括表に基づき御報告いたします。

被相続人は6人、農地の所有権を取得された相続人は12人、筆数は延べ68筆、面積は延べ26,731.95平方メートルでございます。あっせんの希望は全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「農地法の適用を受けない土地の証明」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<主幹兼農地管理係長>

ただいま議題となりました、「農地法の適用を受けない土地の証明」について、御報告いたします。御報告する案件は3件です。

初めに1番でございます。

証明願の提出者は、七沢にお住まいのAさん、対象地は七沢字上之窪3筆及び同字谷戸1筆、登記地目は田及び畑、合計面積は722平方メートルでございます。

当該地につきましては、願出者が相続した際には、近隣旅館の駐車場として貸し出しており、現在に至っているもので、平成27年度固定資産税評価証明書で確認できます。

これらの経過を踏まえ、三橋澄夫委員に資料及び現地を確認いただいたものです。

続いて2番でございます。

証明願の提出者は、三田にお住まいのBさん、対象地は三田字観音1筆、登記地目は畑、面積は278平方メートルでございます。

当該地につきましては、平成18年頃に隣接する住宅敷地の一部として貸し出し、現在に至っているもので、平成26年度固定資産土地評価証明書で確認できます。

これらの経過を踏まえ、鈴木好弘委員及び小池よし子委員に資料及び現地を確認いただいたものです。

最後に3番でございます。

証明願の提出者は、猿ヶ島にお住まいのCさん、対象地は猿ヶ島字西久祢1筆、登記地目は田、面積は780平方メートルでございます。

当該地につきましては、平成20年に県知事の許可を受け、筆の一部を農業用施設として農地転用しましたが、その後全体を農業用施設として利用を開始し、現在に至っているもので、平成26年度固定資産税評価証明書で確認できます。

これらの経過を踏まえ、井上慎一委員及び中丸豊委員に資料及び現地を確認いただいたものです。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程4、「農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて」を議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<農地管理係主任>

ただいま議題となりました、「農地法第5条の規定による許可申請の取下げ」について、御報告いたします。

御報告する案件は1件です。

対象地は棚沢字川原付2筆、登記地目はともに田、合計面積は675平方メートルです。

本件については、令和6年6月10日付けで申請があり、先月の定例総会で御審議いただきましたが、許可見込みであった厚木市住みよいまちづくり条例の申請を、申請者の都合により7月1日付けで取下げされたため、農地転用許可申請につきましても、7月2日付けで申請者から許可申請取下書が提出されたものです。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程5、議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

本日、お諮りする案件は1件でございます。

対象地は下川入字十六ノ域1筆、現況地目は畑、面積は533平方メートルです。

渡人は下川入にお住まいのDさんで、受人は下川入にお住まいのEさんです。

経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、耕うん機。

労働力につきましては、本人の1人です。

なお、農地法に規定する各基準については満たしております。

説明は、以上でございます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程5、議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程5、議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請」については、許可することに決しました。

次に、日程6、議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

<農地管理係主任>

ただいま議題となりました議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は2件でございます。

1番でございます。

対象となる農地の所在は、飯山字松堂下1筆、登記地目は畑、面積は1,200平方メートルの内399.15平方メートルです。

受人は相模原市南区磯部にお住まいのFさん、渡人は飯山にお住まいのGさんです。

本申請は、使用貸借権設定による自己住宅建築のための転用許可申請です。

農地区分は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

受人は、渡人Gさんの息子であり、高齢になる分家世帯を支援するため、近隣に次世代分家の住宅が必要となり申請されました。

申請地の南側は道路、東側、西側及び北側は畑に接しております。

南側に出入口を設け、木造平屋建ての分家住宅を建築、駐車スペースをコンクリート施工、それ以外は全面転圧・砂利敷きする計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、南側を除きコンクリートブロック1段積みを新設し、土砂・雨水及び表流水の流出を防止するものです。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましても、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請は開発面積が500平方メートル未満ですが、都市計画法の開発許可を要するため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、手続中でございます。

2番でございます。

対象となる農地の所在は、猿ヶ島字狐島15筆、登記地目は全て田、合計面積は9,289平方メートルです。

受人は静岡県浜松市中央区舞阪町のH株式会社、代表取締役 I さん、渡人は川崎市中原区下小田中六丁目にお住まいの J さん外11人です。

本申請は、所有権移転による車両置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

受人は、K株式会社で生産された二輪・四輪の完成車及び中古車の輸送・保管を主な事業として営む、静岡県浜松市に事業本所を置く法人で、これまでは、静岡県内に点在する工場で生産された車体を関東の各販売会社へ運搬する際、千葉県にある納車整備の拠点へ直接輸送しておりましたが、物流事業の働き方改革関連法の施行により、運搬トラックドライバーの労働時間の短縮を図る必要があり、この度、中継輸送の拠点として申請されたものです。

申請地の東側は農地転用済で工事施工中の資材置場と墓地及び道路、南側は農地転用済で建設中の物流倉庫、西側及び北側は道路に接しております。

北側に出入口を設け、全面アスファルト舗装し、車両を置く計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、北側には出入口を除き、L型コンクリート擁壁、北側以外の全てにコンクリートブロック3段積みを新設し、土砂・雨水及び表流水の流出を防止するものです。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましても、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

本申請は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、手続中でございます。

なお、2,000平方メートル以上の農地転用許可申請につき、厚木市農業委員会事務処理申合せ事項により、令和6年7月10日に、役員及び地元農業委員と事務局職員で現地確認を行い、事業者から計画の説明を聞いております。

また、3,000平方メートルを超える案件のため、神奈川県農業委員会ネットワーク機構に諮問することとなり、そこで許可相当と決定された際は、ネットワーク機構の意見書を添え、県に進達することになります。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 5、議案第31号「農地法第 5 条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程 6、議案第31号「農地法第 5 条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することにしました。

次に、日程 7、議案第32号「農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請」についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

<農地管理係主任>

ただいま議題となりました議案第32号「農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は 1 件でございます。

対象地は三田字鍛冶浦 2 筆、登記地目はともに畑、合計面積は1,622平方メートルです。

申請人は相模原市南区新磯野四丁目の株式会社L、代表取締役Mさんです。

農地区分は、300メートル以内に睦合北地区市民センターが存する第 3 種農地です。

本案件は、駐車場及び資材置場を目的に令和 5 年12月22日に農地転用許可・神奈川県指令央セ第 850号-203を受けたもので、申請地につきまして、施工計画、面積等の変更及び施工内容の一部変更を目的に事業計画変更申請されたものです。

申請理由としては、土地利用上の各スペースの見直しを行い、資材置場スペースの拡大を図るものです。また併せて、被害防除等の構造物もより見合ったものに変更するものです。

被害防除措置につきましては、全方位RC擁壁だったものを、西側及び北側の農地に接する箇所は鋼板柵に、東側、南側及び北側の道路に接する箇所は出入口を除き溝に変更となります。

事業計画変更承認の基準に照らし合わせて、許可取消後、農地として効率的に利用されると認められないこと、許可目的達成が困難になったことが転用事業者の故意又は重大な過失でないと認められること、転用事業の必要性が変更前と比べて同程度であることなど、事業計画変更に関し問題はないものと判断されます。

なお、先述した被害防除措置関係及び施工経費に変更はあるものの、それ以外の事業計画につきましては、許可を受けたものと変更ありませんので、説明を省略させていただきます。

また、市の住みよいまちづくり条例の手続きについては、変更届出書を届出済みでございます。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

<井上慎一委員>

本件のように事業計画変更の申請をせずに形態が異なる案件が多く見受けられるが、何か追及することはできないのでしょうか。

<農地管理係主任>

農地法上は完了報告後である場合は、指導することができません。

住みよいまちづくり条例については担当課に確認及び相談いたします。

<井上慎一委員>

検査後も追及できるような体制をとらないといけないと感じますので、関係課と協議をお願いします。

<専任主幹>

担当課に情報共有し改善につなげていければと思います。

<議長>

ほかに質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程7、議案第32号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」について、承認相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程7、議案第32号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」については、承認相当として県に進達することにしました。

次に、日程8、議案第33号「農用地利用集積計画の決定」についてを議題とします。

なお、本案件は15番までございますが、初めに1番から14番について、事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただ今議題となりました、議案第33号、「農用地利用集積計画の決定」の1番から14番について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は14件、21筆、合計集積面積は、15,017.26平方メートルでございます。

権利の種類別では、使用貸借権が13件、19筆、13,009.60平方メートル、賃借権設定が1件、2筆、

2,007.66平方メートルでございます。

現況地目別では、田が9筆、6,566平方メートル、畑が12筆、8,451.26平方メートルでございます。利用目的別では、水稻が4件、普通畑が7件、花きが1件、花き及び普通畑が2件となっております。

契約期間は、3年間で11件、9年間で3件。

新規設定が6件、更新設定が8件となっております。

なお、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法に規定する要件を満たしているものです。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程8、議案第33号「農用地利用集積計画の決定」の1番から14番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程8、議案第33号「農用地利用集積計画の決定」の1番から14番については、原案のとおり決定されました。

次に、日程8、議案第33号「農用地利用集積計画の決定」の15番についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただ今議題となりました、議案第33号、「農用地利用集積計画の決定」の15番について、御説明申し上げます。

本件につきましては、農産物直売所に付帯する駐車場として、令和3年8月に設定した利用権の更新の申出でございます。

設定時の経過としましては、賃借権設定による駐車場設置については、本来は、農地法第5条の規定に基づく転用許可案件となるものですが、「厚木市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」では、農業用施設として利用する場合は、利用権の設定ができることとされています。

また、この駐車場につきましては、「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第1条」に掲げま

す、養畜を営む者が設置する施設であって、自己の生産する農畜産物等を材料として加工販売する施設に付帯するものであり、「農業用施設」として認められております。

通常は、農地転用が許可された土地は、農地ではなくなりますが、「農用地利用集積計画の利用権設定」では、貸借期間満了後は、農地に復元し、農地所有者に返還することとなります。

なお、本件については、農用地利用集積計画の要件を満たしております。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程8、議案第33号「農用地利用集積計画の決定」の15番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程8、議案第33号「農用地利用集積計画の決定」の15番については、原案のとおり決定されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これもちまして、令和6年厚木市農業委員会7月定例総会を閉会いたします。

令和6年7月25日

議 長

議事録署名人

議事録署名人
